

南島原市スポーツ推進委員のご紹介

☎生涯学習課（南有馬庁舎）☎73-6703

市教育委員会では、健康志向やスポーツ活動に対するニーズも多種多様化している中で、身近にスポーツを感じられる環境づくりを担い、スポーツの推進に関わる体制の整備を図るため、スポーツ推進委員を委嘱しています。

任期は2年間で、任期中、市のスポーツ振興に関する活動に従事していただきます。

●南島原市スポーツ推進委員(敬称略)

加津佐地区	口之津地区	南有馬地区	北有馬地区	西有家地区	有家地区	布津地区	深江地区
井口 広昭	田口 克哉	菅 健治	竹市 保徳	川上 弘昭	坂口健一郎	有村 俊男	石川 景士
坂田 好伸	井村 武弘	佐々木和浩	小松 久勝	梶原 勇	田浦 誠	島崎 兼一	川田とも子
福田 亮司	高田真紀子	林田 智子	笹田 圭祐	池田 崇将	松尾 主君	塩田 純一	兼田真理子
福田美智代	多比良卓見	常岡淳一郎	山村 光秋	伊藤 孝司	隈部伊都子	湯田恵梨香	石口よとみ
岩永真由美	野田 香代	本村 友香	中村 哲也	藤原 一彦	林田 佳子	小林 智佳	岡本 圭一
氏原 巧	濱田 秀人	菅 広洋	浦部 宗近	松本 添花	田浦 正剛	吉岡 光生	伊藤 公貴
栗原雄一郎	松尾 将司	中村 翼	笹田 真二	野村 真美	磯野 正文	大平 亜紀	大平 順一
酒井 正光	平 靖恵	岡野 俊作	谷口 誠	金子千恵子	山口 紘範	山下 誠一	原川 俊郎
松田 拓也	定方 弘一	町永 勝	末永 武之	本村 沙織	池田 正平	小林 凌雅	荒木 亮
藤村 誠也	山崎 友裕	中村真由美	高木 三成	藤原 幸治	鳥居 健太	永友 浩聖	江川 雅也

●退任者の紹介(敬称略)

口之津地区	南有馬地区	西有家地区	布津地区	深江地区
山本 由秀	草野 康弘	佐藤 幸春	高見 聡子	柴田 良和
	中村 朋子	山奥 博文		
	川口 涉	梶原 光幸		

令和6年3月31日での任期満了に伴い、9人の委員が退任されました。長い間、スポーツ振興にご尽力いただき誠にありがとうございました。

生ごみ処理機器の購入に対して補助金を支給します

☎環境課（衛生センター庁舎）☎73-6644

市では環境に配慮しながら生ごみを処理できる生ごみ処理機器の活用を推進しており、購入する世帯に購入費の一部を助成しています。

●補助要件…次のすべてに該当する人

- ①市内に住所を有し、かつ居住していること
- ②市内の販売店から購入すること
- ③電気式処理機は5年間、処理容器は3年間、補助金交付を受けた人が同一世帯にいないこと

●補助額など ※予算額に達し次第、受付を終了します。

種別	補助率	補助限度額	世帯上限
電気式生ごみ処理機	購入額の5分の4 (100円未満切り捨て)	40,000円	1台
生ごみ処理容器 (コンポスト・EMバケツ)	購入額の2分の1 (100円未満切り捨て)	3,000円	2個

地域産業雇用創出チャレンジ支援事業（事業拡充支援事業）

☎商工観光課（西有家庁舎）☎73-6633

地域貢献などにつながる事業で、雇用を伴う事業拡充を行う民間事業者に対し、必要な設備や改修費などを補助します。

●補助対象者

常時使用する従業員が30人未満の民間事業者で、市内に住所を有する個人事業主または市内に本社を有する法人

●補助について

事業区分	補助率	補助対象経費	補助上限額
事業拡充	3分の2	人件費、店舗等借入費、設備費、改修費、 広告宣伝費、研究開発費、市外からの事業 所移転費、従業員教育訓練経費 など	400万円

☑6月28日(金) 消印有効

☑申請書類を作成の上、商工観光課へ提出してください。

※申請書類は商工観光課または市ホームページから入手できます。

●事業者の選定方法…審査会

書類選考により決定します。

※審査会への出席を求める場合があります。

※詳細は市のホームページをご確認ください。



市HP

「南島原市地域公共交通計画（素案）」に関する意見を募集します

☎地域づくり課（西有家庁舎）☎73-6631 FAX: 82-3086
〒859-2211 西有家町里坊96番地2 Eメール: chiikishien@city.minamishimabara.lg.jp

地域の実情に応じた持続可能な交通の実現に向け、「南島原市地域公共交通計画」の策定を進めています。本計画の策定にあたって、皆様のご意見・ご提案をいただくため、市民意見募集（パブリック・コメント）を行います。

●閲覧・募集期間…6月14日(金)まで

●閲覧場所

地域づくり課、各支所
(市ホームページにも掲載します)

●意見などを提出できる人

- ・市内に在住・在勤・在学の人
- ・市内に事業所などを有する人
- ・本事業に利害関係を有する人

●注意事項

- ・計画（案）をご一読のうえ、意見を提出してください。
- ・意見提出用紙に氏名・住所が記入されていない場合、受付できません。
- ・公序良俗に反する意見は、受付できない場合があります。
- ・電話での受付や、ご意見に対する個別の回答はいたしません。

●意見の提出方法(任意様式で可)

意見内容(計画(案)の箇所(項目やページ、行など)とそれに対する意見)、住所、氏名を記載し、地域づくり課または各支所に持参するか、郵送、FAX、Eメールのいずれかで提出してください。

●意見に対する考え方の公表

お寄せいただいたご意見の要旨とそれに対する本市の考え方は、後日ホームページなどで公表する予定です。



市HP